(四) 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を四年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一一条の二、第一八条の二及び第二六条の二関係）

(1) 対象となる特定激甚災害地域から認定復興推進計画に定められた復興居住区域を除外する。

(2) 特別償却限度額をその普通償却限度額に次に掲げる被災者向け優良賃貸住宅の区分に応じそれぞれ次に定める償却割合を乗じて計算した金額とする。

イ 被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時における耐用年数が三五年未満であるもの　一〇〇分の四〇（平成三一年四月一日以後に取得又は新築をしたものについては、一〇〇分の二〇（改正前一〇〇分の五〇）

ロ 被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時における耐用年数が三五年以上であるもの　一〇〇分の五六（平成三一年四月一日以後に取得又は新築をしたものについては、一〇〇分の二八（改正前一〇〇分の七〇）

(五) 福島再開投資等準備金制度について、適格分割により準備金を引き継ぐ等の措置を講ずることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一八条の八及び第二六条の八関係）

(六) 特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例について、全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理及び株式売渡請求により対象法人が他の法人との間に完全支配関係を有することとなることが株式交換等として非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度等の対象とされたことに伴う所要の整備を行うこととした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二〇条及び第二八条関係）

(七) 当初申告の確定申告書等に適用金額を記載した場合等に限り適用を受けることができる制度のうち税額の一定額を上限とする次の制度について、納税者の立証すべき事項及び当初申告の要否を明確化し、要件を満たす場合には税額控除額を変更できることを明らかにすることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条の二～第一〇条の三の三、第一七条の二～第一七条の三の三及び第二五条の二～第二五条の三の三関係）

(1) 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除
(2) 企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除
(3) 避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除
(4) 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の特別税額控除
(5) 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の特別税額控除
(6) 避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の特別税額控除

3 資産課税

(一) 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等について、次の措置を講ずることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三八条の二関係）

(1) 住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築等をした被災受贈者が、当該贈与を受けた年の翌年三月一五日後遅滞なくその住宅用家屋を居住の用に供することが確実であると見込まれることにより本制度の適用を受けた場合又は同日までに住宅用家屋を取得して本制度の適用を受けようとしていた場合において、その住宅用家屋が災害により滅失等をしたことによってその居住の用に供することができなくなったときは、居住要件を免除する。

(2) 住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築等をした被災受贈者が、当該贈与を受けた年の翌年三月一五日後遅滞なくその住宅用家屋を居住の用に供することが確実であると見込まれることにより本制度の適用を受けた場合において、災害に基因するやむを得ない事情によりその住宅用家屋を同年一二月三一日までにその居住の用に供することができなかったときは、その居住期限を当該贈与を受けた年の翌々年一二月三一日まで延長する。

(3) 贈与により金銭を取得した被災受贈者が、その金銭を住宅用の家屋の新築等の対価に充てて新築等をする場合においては、災害に基因するやむを得ない事情により当該贈与を受けた年の翌年三月一五日までに新築等ができなかったときであっても、当該贈与を受けた年の翌々年三月一五日までに新築等をしたときは、本制度の適用を受けることができることとする。

(二) 金融機能の強化のための特別措置に関する法律に規定する変更後の経営強化計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を二年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四一条の二関係）

一六 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正関係

外国税額控除制度について、適用金額の計算の基礎となる控除対象外国所得税等の額を納税者の立証すべき事項として明確化することとした。（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第一四条関係）

一七 所得税法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第一五号）の一部改正関係

特定非常災害として指定された非常災害の被災者である適格請求書発行事業者（基準期間における課税売上高が一、〇〇〇万円以下である者に限る。）が、適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書等を国税庁長官が定める日までに税務署長に提出した場合には、当該届出書等を提出した日の翌日に、当該登録は、その効力を失うこととした。（所得税法等の一部を改正する法律第一〇条関係）

一八 その他

1 検討

酒税の税率の段階的な改正については、その都度、経済状況を踏まえ、酒税の負担の変動が家計に与える影響等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることとした。（附則第一四二条関係）

2 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（法律第五号）（文部科学省）

一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正関係

1 公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の教職員定数の標準の改正

教頭及び教諭等の数について、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の児童又は生徒の数、障害に応じた特別の指導が行われている児童又は生徒の数、日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導が行われている児童又は生徒の数及び初任者研修を受ける者の数に応じて新たに教員の数を算定するものとした。（第七条第一項第四号～第七号関係）

2 公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教職員定数の標準の改正

教頭及び教諭等の数について、日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導が行われている児童及び生徒の数並びに初任者研修を受ける者の数に応じて新たに教員の数を算定するものとした。（第一一条第一項第五号及び第六号関係）

3 共同学校事務室に係る教職員定数の算定に関する特例

教職員定数の算定に関する特例に四の1の共同学校事務室が置かれている場合を追加するものとした。（第一五条第五号関係）

二 義務教育費国庫負担法の一部改正関係

学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童又は生徒に対して特別の指導を行うための教育課程及び夜間その他特別の時間において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程の実施を目的として、都道府県立の義務教育諸学校に配置される教職員の給与及び報酬等に要する経費を国庫負担の対象に加えるものとした。（第二条第三号関係）